

市 第 2747 号

平成 30 年 10 月 18 日

大阪府個人情報保護審議会

会 長 柳井 健一 様

大阪府知事 松 井 一 郎

住民基本台帳ネットワークシステムにおける  
本人確認情報の条例による利用について（諮問）

平成 27 年 9 月 29 日付け答申に基づき、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 40 第 2 項の規定により、諮問します。

## 諮問事項

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成 28 年 1 月 1 日施行。以下「利活用条例」という。）において利用事務として規定された 4 事務については、大阪府住民基本台帳法施行条例（以下「住基条例」という）を一部改正（同日施行）し、住基ネット利用事務として追加するにあたり、平成 27 年 8 月 20 日付けで本審議会に諮問を行った。その結果、平成 27 年 9 月 29 日付けの答申において、「事務に関する公益性については理解できることから、個人情報の保護に万全を期すことを前提に、当該事項を同条例に追加することについては、適当なものとし、当該事務手続きの詳細が確定次第、あらためて事前に本審議会の意見を徴することを求めます」との意見を得た。

本意見を踏まえ、4 事務を利用事務として追加する住基条例の一部改正については、平成 27 年 9 月議会に上程し議決を得たところである。

4 事務のうち「特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの」について、事務手続きの詳細が別紙のとおり確定したため、答申に基づき、利用開始前に再度諮問を行う。

（「生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの」については、平成 27 年 12 月 9 日付け本審議会にて諮問済み。他の 2 事務については、今後利用開始が確定次第、再度諮問を行う予定。）

### 1) 根拠規定

住民基本台帳法第 30 条の 15 第 2 項（条例による本人確認情報の利用）

### 2) 利用事務

事務名 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

事務概要 特別支援学校等への就学のため必要な経費の一部を支弁する。

根拠法令等 「特別支援学校への就学奨励に関する法律」（昭和 29 年 12 月 22 日法律第 120 号）

### 3) 取扱う個人情報

本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号及びこれらの変更情報）

※住民基本台帳法第 30 条の 6 に基づき、市町村長が都道府県知事に通知。

※住民基本台帳法第 30 条の 15 第 2 項第 2 号に基づき、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が当該情報を利用できる。

### 4) セキュリティ対策

住基ネットについては、住民基本台帳法等による制度面からの対策、技術面・運用

面からの対策により、十分な安全確保の対策が取られている。また、住基ネットの運用開始以来、セキュリティの確保を最優先に取り組んできたことから、これまで、個人情報の漏えい等のセキュリティ事故は発生していない。

本事務で住基ネットの利用を開始するにあたり、住基ネットに係る端末の操作者が増えるが、操作者に対してもこれまで以上にセキュリティ確保を徹底するよう周知するとともに、職員への研修や漏えい防止措置の徹底など、個人情報の保護には、万全を期す。

なお、住基ネットにおける個人番号の取扱いについては、特定個人情報保護評価を実施し、パブリックコメント及び第三者点検（個人情報審議会への諮問）を経て、平成 28 年 9 月 21 日付けで評価書を公表している。

#### 参考) 住基条例に利用事務を追加した経緯

社会保障・税番号制度の導入に係り、個人番号を利用できる事務が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）において規定された（平成 28 年 1 月 1 日施行）。

また、本府においても、番号法第 9 条第 2 項の規定を受け、利活用条例において、府独自の個人番号利用事務（4 事務）が規定された（平成 28 年 1 月 1 日施行）。

個人番号利用事務については、今後の事務フローにおいて個人番号の真正性の確認や住所の確認等、住基ネットの利用が考えられることから、番号法規定の個人番号利用事務については、住民基本台帳法において、利活用条例規定の個人番号利用事務（4 事務）については、住基条例において、本人確認情報利用事務として規定された（平成 28 年 1 月 1 日施行）。

※ 住基ネットは、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するために、各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認情報により、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築したものである。

※ 住民基本台帳法では、住民基本台帳法に規定された事務以外の事務については、条例で定めることにより、住基ネットの本人確認情報の利用が可能となる（同法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号及び第 2 項）。

※ 大阪府においては、現在、住民基本台帳法に規定された事務（同法第 30 条の 15 第 1 項第 1 号）に加え、平成 23 年度より大阪府住民基本台帳法施行条例を制定し、条例で定めた 33 事務のうち 29 事務について、住基ネットで大阪府が保有する本人確認情報を利用している。

※ 平成 27 年 10 月 5 日より住民基本台帳法が改正され、住基コードから生成された個人番号が住基ネットにおいて保存される。